

## 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ

# 令和7年4月1日から、精神障害者保健福祉手帳による JR 運賃の割引が始まります。

割引を受けるには、**写真付き**であり、**旅客鉄道旅客運賃減額欄に「第1種」・「第2種」**の区分の表示がある**精神障害者保健福祉手帳**が必要になります。

令和6年7月以降に発行した手帳には**旅客鉄道旅客運賃減額欄**を設け種別を標記していますが、それ以前に発行された手帳をお持ちの方は、**旅客鉄道旅客運賃減額欄「第1種」・「第2種」**の記載を行いますので、裏面の各保健センターへ手帳をご持参ください。

※ 第1種 = 障害等級 1 級 第2種 = 障害等級 2・3 級

### <精神障害者割引制度の概要>

#### (1) 介護者の方と一緒にご利用になる場合

- ① 手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただけます。
- ② 割引となる介護者の方は1名です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者と介護者の方	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 ・定期乗車券 (小児乗車券を除きます)	5割
12歳未満の第2種精神障害者と介護者の方	・定期乗車券 (小児乗車券を除きます)	5割

#### (2) 手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合

片道の営業キロが100キロを超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
・第1種精神障害者の方 ・第2種精神障害者の方	・普通乗車券	5割

※ 旅客鉄道旅客運賃減額欄に「第1種」又は「第2種」の記載があり、写真の貼付された精神障害者保健福祉手帳が必要です。

※ 列車をご利用の際にも必ず精神障害者保健福祉手帳を所持し、係員から提示を求められた場合はご提示ください。

※ 具体的な乗車券の購入方法等につきましては、JRへお尋ねください。

## <保健センター一覧>

北区中央保健センター	北区鹿田町1-1-1 (岡山市保健福祉会館2階)	☎ 086-803-1265
北区北保健センター	北区谷万成2-6-33 (北ふれあいセンター内)	☎ 086-251-6515
北区北保健センター 御津・建部分室	北区建部町福渡489	☎ 086-722-1114
中区保健センター	中区桑野715-2 (岡山ふれあいセンター内)	☎ 086-274-5164
東区保健センター	東区西大寺中野本町4-5	☎ 086-943-3210
南区西保健センター	南区妹尾880-1 (西ふれあいセンター内)	☎ 086-281-9625
南区南保健センター	南区福田690-1 (南ふれあいセンター内)	☎ 086-261-7051

●月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除く)  
の午前8時30分から午後5時15分まで、  
随時受け付けております。